

秋田市会計年度任用職員募集要項

令和4年度から採用する秋田市会計年度任用職員を次のとおり募集します。
※会計年度任用職員とは、地方公務員法に基づき採用される非常勤の職員で、一会計年度内を任期として任用される一般職の地方公務員です。

1 採用予定人員および職務内容

区分	採用予定人員	職務内容
健康管理支援専門員	1名	生活保護法第55条の8の規定に基づく、生活保護受給者に対する保健指導、健診や医療機関への受診勧奨など健康の保持および増進に関する業務

2 勤務地

秋田市福祉保健部保護第一課（秋田市山王一丁目1番1号）

3 選考方法

面接試験(随時)

4 応募資格

次の(1)から(3)までの要件に該当すること。

- (1) 保健師又は看護師の資格を有するかた
- (2) 基本的なパソコン（エクセルおよびワード）の操作ができるかた
- (3) 普通自動車運転免許を有するかた

ただし、地方公務員法第16条の規定に該当する場合は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・秋田市職員として懲戒免職の処分を受け当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 応募方法等

提出書類	①履歴書(顔写真貼付、様式は任意) ②職務経歴書(様式は任意) ③資格免許証の写し ④ハローワーク又は秋田県ナースセンターの紹介状
提出方法	秋田市福祉保健部保護第一課へ、郵送又は直接持参 電話、FAXでの受付は不可
受付期間	期間 随時 時間 午前8時30分から午後5時15分まで ※土曜日、日曜日および祝日を除きます。
面接日の連絡	受付後、一週間以内に面接日時を連絡します。 連絡がない場合は、保護第一課までご連絡ください。

6 勤務条件等

任用期間	採用月の1日から令和5年3月31日まで ※勤務実績が良好な場合や当該職の継続状況等により再度任用する可能性があります。ただし、令和6年度（令和7年3月31日まで）を雇用の再度任用限度とします。
勤務時間	午前8時30分から午後4時15分まで 又は午前9時30分から午後5時15分まで（休憩60分） ※週33時間45分勤務 ※所定外労働の有無 なし
勤務日	毎週月曜日から金曜日（土、日、祝日および年末年始を除く。）
報酬等	報酬 日額8,100円～9,111円（月額170,100円～191,331円程度） ※報酬額は、学歴および職歴を換算して決定します。 ※月末締め、翌21日払い 通勤手当 あり（支給要件あり） 期末手当 あり（年2回（6月、12月）計2.5月分） ※期末手当は雇用期間により割落しがあります。 退職手当 なし その他 特殊勤務手当
休暇	年次有給休暇（6か月経過後に原則10日付与） 夏期休暇、服忌休暇 等
加入保険等	雇用保険、健康保険、厚生年金保険、公務災害補償制度 退職手当（あり or なし）

7 その他

- (1) 応募者全員に可否の結果を文書で通知します。
- (2) 受験資格がないことが明らかになった場合は合格を取り消します。
- (3) 地方公務員法に基づき、採用時は全て条件付きのものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

8 参考（令和4年度の報酬等年額支給例）

4月1日に採用され、日額8,100円、特殊勤務手当日額400円、通勤手当6,800円で勤務する場合

月額185,300円程度、6月期末手当56,000円程度、12月期末手当196,000円程度
→年額2,400,000円程度となります。

※月21日勤務として計算していますが、実勤務日数によって異なります。

応募および問い合わせ先

秋田市福祉保健部保護第一課

保護第三担当：工藤、石井

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電話 018-888-5669